

平成 30 年度第 2 回福岡市保健福祉審議会総会 議事録

日時

平成 30 年 5 月 15 日（火） 16 時 00 分～17 時 00 分

場所

T K P ガーデンシティ天神 S - 1 会議室

出席者

別紙の通り

会議次第

I 開会

II 議事

(1) 「障がいを理由とする差別の解消を目的とする条例」の答申案について

III 閉会

議事録

I 開会

【事務局】

福岡市保健福祉審議会の開催に当たり、本審議会委員 35 名のうち、開会時点において、25 名が出席し過半数に達しているため、福岡市保健福祉審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、本日の会議は成立することを報告。また、福岡市情報公開条例に基づき、本審議会は原則公開となっている旨及び 5 月からネクタイ・上着を着用しないエコスタイルを実施している旨を報告。

II 議事

(1) 「障がいを理由とする差別の解消を目的とする条例」の答申案について

【委員長】

「障がいを理由とする差別の解消を目的とする条例」については、平成 28 年 7 月に市長から諮問を受け、その内容が非常に専門性が高いことや、審議にあたって当事者の意見も非常に重要であることから、障がいの専門委員及び障がい者団体の代表者等で構成する障がい者保健福祉専門分科会において十分に審議いただくこととした。

その審議に先立ち、条例の原案を策定するために、当事者をはじめ有識者、事業者、市民等で構成される検討会議が合計 8 回開催された。これは当初 6 回の予定だったものを 2 回増やして検討され、報告書がまとめられた。

この報告書をもとに、障がい者保健福祉専門分科会においてパブリック・コメントやタウンミーティングの前後を通じて3回審議した結果、答申案としてまとまったところ。

本日は、このように約2年間をかけてまとめられた答申案について審議いただき、市長への答申内容を決定したい。

それではまず、障がい者保健福祉専門分科会より、これまでの審議内容について、報告をお願いする。

【委員】

障がい者保健福祉専門分科会の審議の概要について報告する。

まず、検討会議からの報告書をもとに、障がいを理由とする差別の解消を目的とする条例について、平成29年9月、11月及び平成30年4月の計3回の障がい者保健福祉専門分科会において、審議を行った。

この「福岡市障がいを理由とする差別を解消するための条例検討会議」の報告書にある条例原案については、専門分科会の委員から自由に議論をいただいたところ、多くの意見、指摘があったことから、急きょ専門分科会を1回追加し、さらなる審議を行ったところ。

そして、この専門分科会としての意見をとりまとめ、パブリック・コメントを踏まえ、先月、検討を行い、本会に諮るための答申案を策定した次第である。

審議の内容については、委員からのご意見は多岐にわたるため、すべてを紹介することはできないが、主なものとしては、

「何人も、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供をしてはならないということを、メッセージとして市民に送るべきである」、

「相談体制の充実などを図るため、財政上の措置の規定を入れるべきである」、

「市長への申出の対象となる案件を、事業者による差別事案だけに限定すべきでなく、市による差別事案も対象とすべきである」、

「推進会議や審査会の委員の資格要件として、障がい者の権利の擁護について実務経験を有することも加えるべきである」

などの意見があった。

このような意見を踏まえ条文の修正を行ったが、条文に表現できないものもあったため、それは逐条解説に盛り込むとともに、条例施行3年後の見直しの際の検討事項とすることで専門分科会としての意見が一致し、答申案としてまとまった。

【委員長】

続いて、具体的な内容について、事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】

(資料1～3、参考資料により説明)

【委員長】

ただいまの説明に対して、何か質問・意見等はないか。

【委員】

この条例案の施行にあたり、市民の方に分かりやすく説明するパンフレットの作成が大事になってくるのではないかと思う。何のためにこの条例を作ったのかということや、この条例が施行されたときにはどういった事例があてはまるのかなどについて具体的に示すものを作成いただきたい。また、作成にあたっては、どのような場で意見を聞いていくのか。総会や障がい者保健福祉専門分科会にどのような形で報告されるのか。

【委員長】

ただいまの意見について、事務局どうか。

【事務局】

市民に対して、障がい者差別を解消するという考え方、理念をしっかりと周知していくことが重要だと考えているため、パンフレットなどもしっかりと作成したいと考えている。

作成にあたっては、この条例が制定された後に具体的に進めていく形になるため、この審議会などにどのように諮るかについて具体的に申し上げるのは難しいが、少なくとも、この条例案の作成にあたって色々のご意見いただいた障がい者団体等に、しっかりとご意見を聞きながら、パンフレット等、また逐条解説等を準備していきたいと考えている。

【事務局】

補足する。中身にもよるが、まずは、福岡市障がい者差別解消推進会議に諮り、意見を聞いてまいりたい。この会議の中で非常に重要な案件ということになれば、障がい者保健福祉専門分科会あるいは総会の場に報告することを考えている。

【委員長】

その他、意見・質問はないか。

【委員】

資料2の裏面の「相談体制の充実」について質問する。冒頭に財政措置の規定をしたという話もあったが、福岡市は今でもしっかりとした相談体制を持っていると思う。さらなる充実について今の段階で何かイメージがあれば教えていただきたい。

【事務局】

相談体制の充実については、現在、障がい者110番で障がい者の差別に関する相談を受けるとともに、身近な相談の機関として各区に基幹相談支援センターを設置し、各種相談を受け付けている。障がい者110番については、より専門的な相談対応ができるように人員等の見直し等も図っていきたいと考えている。

【委員長】

相談窓口およびその後の対応する体制が重要であるため、よろしくお願ひしたい。
その他、意見・質問はないか。

【委員】

参考資料 2 ページ目のパブコメの意見集約結果について、13 件と一番多いのが第 7 条・8 条の「障がい者を理由とする差別の禁止」に関わる意見だが、やはり今回この条例ができるということで当事者を含めかなり期待が高まっていることがうかがえる。このあたりについて、どのようなパブコメの意見があったのか、少しご紹介いただきたい。

【事務局】

第 7 条・8 条については多くご意見をいただいたところである。主だったものをご紹介する。

まず第 7 条については、「“何人も障がいを理由とする差別をしてはならない”と明記すべき」というご意見があった。これについては第 2 条第 3 号の中に、障がいを理由とする差別については、「不当な差別的取扱いを行い、又は合理的配慮をしないこと」と記載したうえで、第 6 条第 2 号に、「何人も、障がいを理由とする差別により障がい者の権利利益を侵害してはならない」と規定し、メッセージ性を深めたという形にした。

また、事業者の合理的配慮義務について、努力義務とされているところを法的義務にしてほしいという意見もあった。これについては、条例検討会議や障がい者の専門分科会において何度も議論したところであるが、民間事業者における合理的配慮の提供については、様々な場面が考えられ、合理的配慮として具体的にどのようなことをすべきなのかというのが場面によって異なり、一律に義務付けが難しいため、今後の社会的な合理的配慮の浸透の状況を踏まえて 3 年後の見直しに向けて検討をしていくということでこの条例案の形とさせていただいた。

【委員】

意見集計結果の「質問、要望や今後参考にすべき内容等」の部分など、条例に盛り込めなかった部分も含め、ぜひこれから障がい者施策に取り組んでいただき、これが期待を裏切らないような実効性のある条例にしていただきたい。

【委員長】

そのようにお願ひする。
その他、意見・質問はないか。

【委員】

個人的にはこの条例が実効性のあるものになるために、第 10 条の「交流の推進」と第 11 条の「財政上の措置」について具体的にどのように考えるかというのが一番大事なのではないかと思うが、現段階での「交流の推進に必要な施策を実施する」ということに対して具体的にどういうイメージを持っているのか、財政上の措置についてどのように考えているのか、教えていただきたい。

【事務局】

交流の推進について、具体的な内容についてはこれから検討したいと考えているが、障がいのある方、ない方が相互に知り合う場を作っていきたいと考えている。また、財政的な措置については、相談体制の充実も含めた形で行っていきたいと考えている。

【事務局】

補足する。啓発については、30年度に予算を拡充したところ。第10条の「交流の推進」については、これからしっかり検討していかなければならないと思うが、2月2日に行ったタウンミーティングが非常によかったと思う。これは、弁護士にも入っていただいて、差別とはどういうことかについて劇のような形式で実施した。これは市民に非常に分かりやすかったのではないかと思うため、パンフレットだけではなくて、このタウンミーティングのような形のPRや、障がいのある方ない方に関わらず、学生などにも入っていただいてグループワークのような形で実施したいと思っている。これらはあくまで私個人の意見だが、このようなことを推進会議等の中でしっかり検討していきたいと考えている。

【委員長】

最後に、意見や感想等があれば、願います。

【委員】

障がい者団体のことについて触れさせていただく。あらゆる当事者とその関係者、家族の方を含めて平成25年の8月末日に、福岡市に「条例をつくる会」を発足した。

この時にも180名ほど参加いただき、みなさまの熱意が伝わってきたが、それから1年目には、何が差別にあたるのか、また合理的配慮とは何かについて、当事者も含めて学習会を開いた。平成18年に日本で最初にこの条例を制定した千葉県の方や、また、大学の先生や自治体の方々を招き、学習会を行ったところ、200名を超える方々に来場いただき、みなさんの強い意志を感じた。

2年目には、差別体験についてアンケート調査を実施したところ、3か月の間に、1184名の方から、障がいゆえに理不尽な対応を受けた、不利益に扱われたといった具体的な事例が出てきた。

これは大変だということで、内容に分かれて委員会を作り、それから約10か月の間に分析を行った。ここでは、当事者や家族、関係者、弁護士の方々にも入っていただいて、本当にこれが差別にあたるのか、障がいゆえの思い過ごしではないか、といった様々な意見も出た。この10か月の間に、我々当事者も非常に勉強させていただいた。障がい少し違えば、ものの考え方が全然違う。大きな財産になったと思っている。

このような取り組みを2年間行い、そして、様々な報告書や回答集を作成し、福岡市、福岡市議会、民生委員、教育委員会、人権擁護に関わる方などに配付し、理解を進めてきた。

そして、福岡市長が平成28年3月3日に市議会の代表質疑において、「障がい者の差別解消の円滑な施行に向けた取り組みを着実に進める。障がいのある方をはじめ、関係のみなさまの意見を聞きながら、差別の解消を目的とする条例の制定に取り組んでいく」との答弁を行った。

我々当事者ももっと勉強しなければならないということで、「条例をつくる会」におい

でも、月に1回事務局会議と役員会議、2か月に1回世話人会議を行い、福岡市とも、条例についての進め方の話をしてきた。福岡市にも我々の意見を吸い上げてもらい現在に至ったものと考えている。

2年前も京都で5千人規模の条例案のシンポジウムがあり、話をしたが、福岡市長からも「日本一の条例にする」との発言があり、全国に先駆けて手本になる条例を制定するということだったので、全国からも福岡市の条例が注目されている中で、多くの方々と意見交換をさせていただいた。

福岡市も大変時間をかけて色々なプロセスを経て、小さな意見まで吸い上げていただき、ここまでこれた。それについては、関係のみなさまに感謝を申し上げる。

今後条例ができて、我々当事者がこの内容を踏まえて勉強していかなければならない、そうしなければ、特に啓発について、市民に伝わっていかないということを常に我々も肝に銘じてそういう進め方をしているところである。この条例が一日でも早く施行され、そして差別禁止について理解を生んでいくということが我々の願いであるので、皆様方のご協力、また福岡市と一緒に啓発をやっていくので、どうぞよろしくお願いする。

【委員】

障がい者保健福祉専門分科会から福岡市へのお願いであるが、一部、条例案を修正しなかった理由としては、条例の解説文に盛り込むこととしたため、との説明だった。例えば、事業者に自治組織が含まれるということや、推進会議と審査会の関係を分かりやすく示すことなどは、分科会で意見があったが修正しなかった。これらを踏まえると、分科会のすべての委員にパンフレットを示していただかなければいけないと思う。

また、今回の条例においては、地域における差別の禁止については、十分なデータがないということで盛り込まれなかった。しかしこれは条例施行3年後の見直しで十分に検討すべき課題として残っているので、ぜひそのこともどこかに加えていただきたい。

【委員長】

ぜひそのように市の方で進めていただきたい。

本日の審議の結果、市長への答申内容は答申案のとおりということでよろしいか。

(異議なし)

それでは、本案の通り市へ答申する。

なお、これまで障がい者保健福祉専門分科会において大変苦勞された、会長、副会長に対して心から敬意を表して御礼申し上げます。

最後に、市長への答申文書手交式について、事務局の方で考えがあるか。

【事務局】

本日、答申案が承認されたことを踏まえ、本総会終了後、引き続き福岡市役所において答申書手交式を行いたいと考えている。

また、福岡市保健福祉審議会からの出席者については、審議会を代表して委員長及び障がい者保健福祉専門分科会会長にご出席をお願いしたいと考えている。

【委員長】

では、私と分科会長の方で責任をもって市長へ答申する。

Ⅲ 閉会

(別紙) 出席者一覧

(1) 福岡市保健福祉審議会委員 (五十音順)

氏 名	役職・専門分野等
阿 部 正 剛	福岡市議会第2委員会委員
池 田 良 子	福岡市議会第2委員会委員
石 田 重 森	福岡大学名誉学長(保険論, 年金論, 社会保障論)
伊 藤 豪	福岡大学商学部准教授 (保険論, 社会保障論)
岩 城 和 代	弁護士
岩 田 直 仁	西日本新聞社論説委員会委員
小 川 全 夫	九州大学名誉教授/特定非営利活動法人アジアン・エイジング・ビジネスセンター理事長
鬼 塚 恒	弁護士
吉 良 潤 一	九州大学大学院医学研究院神経内科学分野教授 (神経内科学)
楠 正 信	福岡市議会第2委員会委員
倉 元 達 朗	福岡市議会第2委員会委員
古 賀 康 彦	福岡市介護保険事業者協議会会長
高 田 仁	九州大学大学院経済学研究院産業マネジメント専攻教授
樗 木 晶 子	九州大学大学院医学研究院保健学部門教授 (循環器内科学, 生理学, 臨床看護学)
中 原 義 隆	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会会長
長谷川 浩 二	一般社団法人福岡県精神科病院協会副会長
鳩 野 洋 子	九州大学大学院医学研究院保健学部門看護学分野教授 (公衆衛生看護学)
花 田 敏 秀	社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会理事長
濱 崎 裕 子	久留米大学人間健康学部教授 (コミュニティ福祉論, 発達環境論)
平 井 彰	一般社団法人九州経済連合会常務理事 事務局長
平 川 みどり	福岡市公民館館長会副会長
平 田 泰 彦	福岡市医師会副会長
宮 本 政 智	福岡市精神保健福祉協議会副会長
森 住 勝 子	福岡市民生委員児童委員協議会会長
吉 村 展 子	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事

(2) 福岡市職員（組織順）

氏名	役職
永 渕 英 洋	福岡市保健福祉局長
舟 越 伸 一	福岡市保健福祉局理事
中 村 卓 也	福岡市保健福祉局政策推進部長
竹 森 活 郎	福岡市保健福祉局政策推進部政策推進課長
平 田 成 人	福岡市保健福祉局障がい者部長
吉 田 命	福岡市保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課長
水 町 卓 典	福岡市保健福祉局障がい者部障がい者施設支援課長